

高槻市立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン

令和2年4月
(令和6年4月一部改訂)

高槻市教育委員会

はじめに

情報化社会が益々進展する中、携帯電話は児童生徒の生活に急速に普及しています。それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自画撮り被害等の犯罪被害等が増加しており、携帯電話の使用に関する危険性やルールを、児童生徒や保護者に指導、啓発する必要性が高く、生徒指導の喫緊の課題です。

また、昨今、登下校中の児童生徒が犯罪被害にあう事案が全国で発生していることから、学校は、地域や関係機関等と連携し、安全確保に努めるとともに、災害等における登下校中の安全確保なども含めた安全教育の充実に努めることが必要です。

このことから、大阪府教育庁では、平成31年4月に「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」を策定し、保護者が児童生徒の安全をより一層確保する観点から、携帯電話のGPS機能や通信機能を、災害発生時や連れ去り・痴漢などの犯罪に巻き込まれた（あるいは巻き込まれそうな）際の緊急の連絡手段や犯罪の抑止力として活用する場合について考え、これまでの携帯電話の校内持ち込み禁止の方針を見直し、保護者が持たせたい時は、登下校時に限り、子どもが携帯電話を所持できるよう、「持ち込み禁止」の方針を「一部解除」しました。

それに伴い、本市においても、学校への持ち込みは原則禁止の方針は継続しつつ、児童生徒の学校や通学路等での安全・安心の確保を第一とする観点から、携帯電話の取扱いに関するルールや方針を示すため、このガイドラインを策定しました。

◆本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン

注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。また携帯電話等の付属品（イヤホン・ヘッドホン等）も同様です。

保護者の皆様へ

保護者には、子どもに携帯電話を持たせるかどうかの判断、またその管理について責任があります。

携帯電話を子どもを持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から、保護者が判断するものです。府教育庁及び高槻市教育委員会としては、子どもが携帯電話を所持すること自体を推奨するものでも、否定するものでもありません。また、子どもに携帯電話を持たせる以上、保護者として責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要です。

さらに、登下校中の子どもに携帯電話を所持させる場合には、学校との協力が不可欠です。学校が示す校内や登下校時の取扱いルールに同意し、そのルールを子どもと確認して、保護者の責任のもとで守らせることが、子どもの安全確保や、子どもに適切な使い方を身に付けさせることにつながります。

子どもに携帯電話を持たせる場合は、保護者の責任のもと、以下のことをご家庭で確認、約束し、その内容を学校に伝えてください。

【登下校中や学校での携帯電話の取扱いに関するルール】

1 子どもに関わることについて

- (1) 携帯電話は、小・中学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校への持ち込みは原則禁止の方針は継続しつつ、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合などやむを得ない事情がある場合には、例外的に認めるものとする。
- (2) 携帯電話を登下校中に持つ目的は、防災・防犯に限定する。【要申請書提出（※別紙）】
- (3) 校内では、携帯電話を使わない。
- (4) 校内では、携帯電話の電源を切るか、※消音モード（サイレントモード）に設定した上で、かばんにしまい、学校の指示があるとき以外は、決して出さない。
※消音モード（サイレントモード）・・・通知音やバイブレーション機能が「オフ」の状態のこと。
- (5) 登下校中は、携帯電話はかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では、携帯電話を使わない。手に取って操作しない。
- (6) 子どもが、ルールに従わずに、携帯電話をかばんから出したり、使ったりした場合は、学校が携帯電話を預かって保護者に直接返却し、学校と保護者が協力して指導する。
※ 災害等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしないでください。
- (7) 泊を伴う校外学習等では原則携帯電話を所持しない。

2 保護者に関わることについて

- (1) 授業参観等では電源を切るかマナーモードにし、撮影はご遠慮ください。
- (2) 運動会や体育祭などの行事等で撮影した画像や動画の SNS への投稿などはご遠慮ください。

【適切な使用に関すること】

1 携帯電話の適切な使い方について

- (1) 家庭での使用時間は、平日 30 分、休日 60 分を目安とする。
- (2) 自分や他人の画像、映像や個人情報を、安易に誰かに送ったり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）に投稿したりしない。
- (3) 保護者の許可なく、ゲームの課金や商品等の申し込みをしない。
- (4) インターネット上で知り合った人とは会わない。

- (5) 盗撮やその他犯罪につながることはしない。
- (6) SNS やメール等には、人の悪口や悪意のある内容等、いじめにつながることは書き込まない。SNS グループでの仲間外れ等のいじめ行為もしない。
- (7) SNS での友達の反応が遅くなる場合があることを理解し、友達にすぐに返信するよう強制しない。
※ これら以外の使い方については、子どもと話し合っ、その都度ルールをつくってください。

2 携帯電話の管理及び責任について

- (1) 子どもに携帯電話をもたせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能等を子どもとともに確認して、適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリケーション（以下、アプリ）等についても、使用するかどうか、使用前に必ず子どもと確認する。
- (2) 子どもが使う携帯電話にはフィルタリングを必ず設定する。また、携帯電話自体に使用制限を設定する。日常的に子どもの使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用させないよう、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話の設定を見直す。
- (3) 学校や地域の講演会等への参加や学校のお知らせ等から、積極的に携帯電話の適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭でも指導を行う。
- (4) 個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定する等の工夫をする。パスワードは保護者が必ず知っておく。
- (5) インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害、人権侵害事象等があった場合は、できるだけ早く学校や、警察その他の関係機関、各種相談窓口等に相談し、適切に対応する。

■「我が家のケータイルール」(参考例及び参考資料)	
1. ケータイの使っていい機能	(小学生)通話、メール、防犯ブザー (中学生)通話、メール、カメラ、サイトの閲覧 (高校生)通話、メール、サイトの閲覧、SNS、アプリ
2. その機能を使うときのルール	メールでは人を傷つける内容を送りません。プロフに個人情報や写真を載せません。カメラで撮った他人の画像を無断で送りません。カメラで本屋の本を無断で撮りません。 <small>肖像権とは、人がみだりに撮影されたり無断で公表されたりしないプライバシー権の一部。</small>
3. 使っていい時ダメな時	(小学生)登下校時、塾等での外出時 (中学生)夜 10時まで、1日メール〇時間まで 学校では使えません。食事中は使えません。寝室に持ち込みません。夜 10時～朝 6時使用不可
4. ネットの使用、アプリの使用について	決められたサイトのみ閲覧します。 ダウンロードするときは保護者の了解をとります。 SNSで知り合った人に直接会ったりしません。 音楽・写真等の違法ダウンロードをしません。 <small>平成 24 年 10 月 1 日より「違法ダウンロードの刑事罰化」され、著作権を侵害した者は、2 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金に処せるとされました。</small>
5. マナーその他の使用上のルール	電車・バスの中では使えません。自転車に乗りながら携帯電話は使えません。 病院などでは電源を切ります。掲示板に他人が不快に思うことを書き込みません。 ルールを守れなかった時は、〇〇します。(1週間使用禁止等) 困ったことが起きたら、相談します。
6. 我が家オリジナルのルール	充電はリビングでします。 宿題をやり終えてから携帯を使います。 <small>ルールを数多く作り、禁止することが目的ではありません。親子で携帯電話について一緒に考えることで、コミュニケーションを図ることが大切です。禁止することだけではなく、なぜそうしなければいけないかをよく話し合ってください。</small>
私はこのルールを守ります。	私はこのルールを責任をもって見守ります。
お名前	お名前
	平成 年 月 日

しょうがくせい 小学生のみなさんへ

けいたい電話は、下に書いてあるルールを守り、お家の人^{うち}がみとめた人^{ひと}しか学校^{がっこう}に持ってくることはできません。

がっこう い かえ がっこう なか <学校の行き帰りや、学校の中でのルール>

学校^{がっこう}の行き帰りや学校^{がっこう}の中^{なか}では、カバンの中^{なか}に入れて、出^だしません。

(あぶない目^めにあいそ^{とき}うな時^{つか}だけ、使^{つか}ってもかまいません)

ただ つか かた <正しい使い方>

- ① お家^{うち}で使^{つか}う時^{とき}は、30分^{ぶん}以上使^{つか}いません。(学校^{がっこう}が休^{やす}みの日^ひも1時間^{じかん}まで)
- ② 自分^{じぶん}や友^{とも}だちの写^{しゃ}真^{しん}や動^{どう}画^が、個^こ人^{じん}情^{じょう}報^{ほう} (名^な前^{まえ}や住^{じゅう}所^{しょ}、た^{たん}生^{せい}日^び) などを、SNS (「ライン」や「インスタグラム」など) にのせてはいけません。
- ③ お家^{うち}の人^{ひと}にだま^まって、ゲ^もー^のム^かや物^{もの}を買^かってはいけません。
- ④ けいたい電話^{でんわ}で知^しり合^あった人^{ひと}と、会^あってはいけません。
- ⑤ けいたい電話^{でんわ}で、人^{ひと}の悪^{わる}口^{ぐち}やう^わさなど、だれか^かが傷^{きず}つ^かくよ^うなこ^とを書^かいたり、仲^な間^{かま}はずれをし^したりしてはいけません。
- ⑥ 伝^{つた}えたい大^{たい}切^{せつ}なこ^とは、会^あって直^{ちよく}接^{せつ}伝^{つた}えましょ。
- ⑦ 他^{ほか}の人^{ひと}にか^かってに使^{つか}われな^いた^ために、けいたい電話^{でんわ}にはパ^ぱス^すワ^わー^ード^どを^をか^かけましょ。(パ^ぱス^すワ^わー^ード^どは、お家^{うち}の人^{ひと}に^にしか^{しか}伝^{つた}えません)
- ⑧ けいたい電話^{でんわ}を買^かっ^てもら^う時^{とき}は、ど^どう^ど使^{つか}っ^てい^いの^のか、ど^どう^ど使^{つか}っ^ては^はい^いけ^けな^ない^いの^のか、正^{ただ}しい使^{つか}い方^{かた}をお家^{うち}の人^{ひと}と^とし^しか^かり^り話^はし^し合^あい、ル^るー^ール^るを^をつ^{つく}り^りま^ましょ。
- ⑨ けいたい電話^{でんわ}のこ^こと^とで^でこ^こま^まつ^つたら、必^{かな}ず^ずお家^{うち}の人^{ひと}や先^{せん}生^{せい}に^に相^{そう}談^{だん}しましょ。

中学生の皆さんへ

携帯電話は、以下のルールを守り、保護者が許可した場合だけ持つことができます。

【登下校中や学校での携帯電話の使い方に関するルール】

- (1) 登下校中は、携帯電話をなくさないよう、かばんの中に入れます。災害のときや、危ない目にあいそうなとき以外は、携帯電話をさわったり、使ったりしてはいけません。
- (2) 学校にいる間は、電源を切るか、消音モード（サイレントモード）に設定した上で、かばんの中に入れ、災害の時など、先生が指示するとき以外は決して出してはいけません。
- (3) 学校の中では、先生が指示するとき以外は、携帯電話を使ってはいけません。
- (4) もし携帯電話を勝手にかばんから出したり、使ったりした場合は、先生が預かり、保護者に直接返却します。

【正しい使い方に関すること】

1 携帯電話の正しい使い方について

<自分のことについて>

- (1) お家で使う時間は、平日は 30 分、休日でも 60 分以内にします。
- (2) 自分や友だちの写真や映像、情報（名前や住所、生年月日、学校名など）を誰かに送ったり、SNS（LINE や Instagram など）にのせたりしてはいけません。
- (3) 保護者の許可なしでゲームのアイテムなどを買ったり、商品を申し込んだりしてはいけません。
- (4) SNS などインターネット上で知り合った人とは会ってはいけません。
- (5) かくし撮りやその他犯罪につながることはしてはいけません。
- (6) SNS 上の情報を鵜呑みにせず、正しい情報かどうか見極めるようにします。

<友だちのことについて>

- (7) どんな時でも、誰に対しても、SNS やメールに、人の悪口やうわさなど、いじめにつながることは書きこんではいけません。
- (8) SNS のグループでの仲間はずれなど、いじめはしてはいけません。
- (9) SNS やメールでは、返事が遅くなることもあるので、無理に友だちに返事をさせてはいけません。
- (10) 友だちに伝えたい大切なことは、会って直接伝えるようにします。

<その他>

- (11) これら以外の使い方については、必ず保護者と話し合ってルールをつくります。

2 その他の注意点

- (1) 携帯電話を買ってもらう時には、なぜ使うのか、本当に必要なのか、どんな機能を使うのかなどを保護者としっかり相談します。使ってよいアプリも、使う前に必ず保護者と一緒に考えます。
- (2) 携帯電話には必ずフィルタリングを設定してもらいます。また、携帯電話自体に使用制限を設定してもらいます。そして保護者には、毎日の使い方や時間、正しい使い方を行っているかを確認してもらいます。
- (3) 自分の情報を知られたり、他の人に勝手に使われたりしないように、携帯電話にはパスワードをかけます。パスワードは必ず保護者に伝えます。
- (4) 学校などで携帯電話の良いところや、注意しないといけないところを知り、携帯電話等の正しい使い方についてしっかり勉強します。
- (5) 携帯電話を使うことで何か困ったことがあったら、保護者や先生などの大人に必ず相談します。

小中学校へ

【携帯電話の取扱いに関するルール】

1 校内での携帯電話の取扱い

- (1) 学校は、児童生徒に、校内で携帯電話を使用させない。
- (2) 学校は、保護者が児童生徒に携帯電話を持たせる場合、校内での管理は、原則、児童生徒自身に行わせることとする。校内では、電源を切るか、消音モード（サイレントモード）に設定するよう指導する。
- (3) 学校は、児童生徒が学校の示したルールに従わない場合、携帯電話を学校で預かり、保護者に直接返却した上で、保護者と協力して指導を行う。

◇学校は、以下の場合に限り、児童生徒に校内で携帯電話を使用させることができる。

- ・災害等の緊急時に、使用するよう指示をする場合
- ・携帯電話の適切な使用について、学校で指導を行う場合
- ・その他、校長が使用を認める場合

2 登下校中の携帯電話の取扱い

- (1) 学校は、児童生徒に対し、登下校中、防災・防犯上の緊急連絡や安否確認以外で携帯電話を使用させない。
- (2) 学校は、児童生徒に対し、登下校中には携帯電話をかばん等に入れて管理させることとする。
- (3) 学校は、児童生徒が、登下校中に携帯電話を目的外で使用する、また、登下校時に危険となるような行為をする等、事前に示したきまりに従わない場合、保護者と協力して再発防止のための指導を行う。
- (4) 学校は、防災・防犯上の緊急連絡を除き、児童生徒の所持する携帯電話への連絡は行わない。

◇緊急時の保護者連絡を含めた対応については、学校の定める緊急対応マニュアルに従って行うこと。また緊急時における学校からの必要な連絡は、マニュアル等に従い、従来通り、一斉メールや HP への掲載、電話連絡等で直接保護者に行うこと。

【適切な使用に関する指導】

1 適切な使い方の指導について

学校は、児童生徒（保護者）に対し、トラブルや犯罪行為等の加害者・被害者にならないよう、携帯電話やインターネット使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係のあり方等について、その発達段階に応じた指導を行う。併せて、ルールの必要性についても理解させる。（別添資料「指導例」参照）

＜学校で指導すべき危険・トラブルの例＞

- (1) 長時間の使用によるネット依存や、依存に伴う生活習慣の乱れ、学習意欲低下、「ながらスマホ」による危険について
- (2) SNS 等を利用したインターネット上のいじめや誹謗中傷について
- (3) 画像・映像・その他個人情報の流出や拡散について
- (4) 個人への不適切な画像・映像の送信とそれによる被害（いわゆる「自画撮り被害」）について
- (5) 違法行為や社会で許されない行為の SNS 等への投稿によるネットでの炎上について
- (6) オンラインゲーム等での高額課金について
- (7) SNS 上で知り合った人と会うことでおこる連れ去りや性被害について
- (8) その他、犯罪被害や違法行為との関わり（盗撮、詐欺、いわゆる JK ビジネスや、違法なダウンロード等）について

◇児童生徒は、今後、情報化社会に適応していく必要があることから、携帯電話を所持しているか否かに関わらず、すべての児童生徒に対して指導を行うこと。

◇携帯電話の使用に伴うトラブルや犯罪被害、いじめ等の未然防止のために、児童生徒の実態や課題に応じた

指導を行うこと。その際、「いじめ対応プログラム（1、2および実践事例集）」「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」（大阪府教育庁）や「平成30年度大阪の子どもを守るネット対策事業 事業報告書 & 適切なネット利用のための事例・教材集」（大阪府青少年課）等も活用すること。

- ◇児童生徒のコミュニケーション力等人間関係づくりのスキル向上による人間関係形成能力や、基本的な生活習慣や規範意識などの自己管理能力の育成も、携帯電話の適切な使用を理解させる上で必要であるため、様々な場面を捉えて指導を行うこと。

2 生じたトラブル・いじめ等への対応について

- (1) 携帯電話に関わるトラブル等が生じた場合、学校は、事実を確認し、関係する児童生徒に指導を行うとともに、保護者にも家庭での指導を要請し、協力して指導を行う。特に、いじめが生じた場合は、いじめは許さないという毅然とした態度を示し、迅速かつ適切な対応を行って、課題解決と再発防止に努める。
- (2) 携帯電話の使用に伴うトラブルや犯罪被害、インターネットを介したいじめ等については、市作成「5つのレベルに応じた問題行動対応チャート」、府作成「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」や学校のいじめ防止基本方針等を活用し、必要に応じて警察等の関係機関とも連携して、組織的に対応する。

3 教員の研修と児童生徒・保護者への情報提供について

- (1) 学校は、携帯電話に関わる危険性や具体的な事例等、最新の情報や事案への対処方法について、積極的に教職員研修を行い、積極的な知識の獲得や、トラブルやいじめ等への対処方法の確認を行う。
- (2) 学校は、保護者に対し、研修会等を通じて、携帯電話の危険性やトラブルの対処方法、学校で行った指導内容等について、積極的に情報提供や啓発に努めるとともに、トラブルが起こった際の相談窓口等についても児童生徒や保護者に対し、情報提供を行う。

参考1 ネットいじめやトラブルの相談機関

- ・ はにたんの子どもいじめ110番
- ・ 高槻市教育センター



『電話教育相談』 **072-673-0783** (受付時間 月～金曜日(祝日を除く) 12:30～16:30)

『面接教育相談』 **072-668-5855** (受付時間 月～金曜日(祝日を除く) 10:00～17:00)

- ・ すこやか教育相談(大阪府教育センター) **0120-0-78310**

- ・ 子ども家庭相談室(受付時間 月・火・木曜日 10:00～20:00)

0120-928-704 (18歳未満のみの対応)

06-4394-8754 (保護者からの相談も対応)

- ・ 高槻警察 **072-672-1234** (緊急時は110番)

- ・ 子どもの人権110番(大阪法務局・大阪府人権擁護委員会連合会) **0120-007-110** 等

参考2 携帯電話の設定等にかかわる指導や情報提供の例

- ・ 警察等の関係機関や公的機関、携帯キャリア会社、インターネット関連企業等の専門家を外部講師に迎え、保護者対象の講座を行い、フィルタリングの重要性とその設定方法について講義を行う。
- ・ 外部講師を迎え、児童生徒対象の講座を行い、児童生徒にも携帯電話を持参させて、その場で、携帯電話やアプリの設定等を行う。
- ・ 携帯キャリア会社等と連携し、学校行事等とあわせて携帯電話安全相談会を実施する。
- ・ ネットトラブル等の相談窓口の一覧を、学校通信等に掲載、すべての家庭に配布し、周知する。
- ・ 学校が保護者からの相談を受けた際、相談窓口を紹介する。 等

高槻市立小・中学校 SNSルールについて

【令和元年度（2019年度）高槻市児童・生徒会サミットより】

高槻市立小中学校の児童・生徒のみなさんへ

宣言文

「いじめ」は、私たちから生きる力をうばう体と心への暴力です。だから、私たちはぜったいに「いじめ」を許しません。みんなが安心して楽しく生活できるために、次のことを守ります。

《3つの勇気》

- ・勇気を出して、「やめて」と言います。
- ・勇気を出して、「やめよう」と言います。
- ・勇気を出して、「味方だよ」と言います。

「いじめをなくそう子ども会議」

宣言文

1. 私たちは、相手の心と体を傷つける「いじめ」をしません。
2. 私たちは、仲間との関係を断ち切る「いじめ」を許しません。
3. 私たちは、「いじめ」を自分の問題として考えます。
4. 私たちは、「いじめ」をなくすため、つながりをつくる行動を起こします。

「いじめをなくすための中学生交流会」

上の2つの宣言文は、平成18年度に行われた「いじめをなくそう子ども会議」で、市内各学校の代表が集まり、児童生徒が主体となって作成した仲間へのメッセージです。この宣言文をもとに、各学校でいじめをなくすための取組をすすめてきました。

この宣言文ができてから14年経ち、「平成」から「令和」と変わった今も、「いじめ」で苦しんでいる仲間がいます。しかし、その形は時代とともに少しずつ変わり、最近では、SNSを介して人を傷つけるような悪口を書いたり、仲間はずれにしたりするいじめが起こっています。

パソコンや携帯電話が普及し、世の中はとても便利になりました。しかし使い方ひとつで、それは人を傷つける凶器になってしまいます。

高槻市内小中学校の児童・生徒のみなさんには、インターネットを正しく使い、人を傷つけたり、あるいは傷ついたりしてほしくありません。

そのような思いで、令和元年度の高槻市児童・生徒会サミット（令和2年2月19日開催）では、市内各中学校区の代表18名が集まり、「ネットいじめやトラブルの未然防止に向けて」というテーマで、各学校が抱えている課題や、今後すすめていくための取組について考えてもらいました。

そして、みなさんがSNSを介したいじめやトラブル、あるいは犯罪などに巻き込まれないよう、各中学校区で市内統一の「SNSルール」を考えてもらい、集まった代表の人たちでどのようなルールにするべきか真剣に話し合いが行われました。

「私の学校では、こんなつらい思いを経験した人がいるから、相手を思いやる言葉が入っていたほうが良いと思う。」

「相手を傷つけないようにすることはもちろん大切だけど、自分自身を守ることも大切だと思う。」

「『これくらいいいだろう』でメッセージ送ってしまい、傷ついている人がたくさんいるかもしれない。」

このような意見が熱く交わされ、それを集約したのが以下のルールです。

いじめなどで悩んでいたら必ず身近にいる大人の人や先生に相談してください。先生たちは絶対にみなさんのことを守ります。また、仲間の一番近くにいるみなさんが、自分ごととして考え、課題を解決していくことも大切です。

そのことを踏まえ、各中学校区の代表が、みなさんのことを真剣に考えて作成したルールですので、しっかり守ってほしいと思います。そして、誰もが安心して過ごせる学校をみなさん自身でつくってほしいと願っています。

⑧ た 大切にしよう相手の気持ち

わたしたちは、つねに相手がどのような気持ちになるかを考え、決していじめをしません。



⑨ か 家族と決めよう使い方

わたしたちは、携帯電話を使うルールをお家の人（保護者）と決めて、必ず守ります。

⑩ つ づらくなったら周りに相談

わたしたちは、いやなことやつらいことがあった時、すぐにまわりの大人やともだちに相談します。



⑪ き 傷つけないか考えよう

わたしたちは、メッセージをおくる前に、他人を傷つける内容になっていないか考えます。

⑫ た 大事なことは直接言おう

わたしたちは、相手に伝えたい大切な気持ちは、SNSではなく、直接会って伝えます。

⑬ い 意志をもって行動

わたしたちは、他人の意見に流されず、自分の意志を大切に行動します。



⑭ す すぐにうわさに流されない

わたしたちは、インターネット上の情報をうのみせず、正しい情報かどうかを確認します。

⑮ き 気付こう友だちの小さなサイン

わたしたちは、なやんでいる友だちの小さなサインを見逃しません。

